

埋蔵文化財のしおり

「家を建てたい」「店舗を建てたい」「アパートを建てたい」「宅地を造成したい」「道路をつくる」。このしおりは、これらの事業等を計画されている事業者や施主の皆様の埋蔵文化財の手続きに関する疑問にお答えするために作成しました。

皆様には、日頃から文化財保護にご協力いただいているところですが、このパンフレットにより事務手続きについて一層ご理解をいただき、あわせて文化財保護について認識を深めていただければ幸いです。



【二之宮八王子古墳発掘調査風景】

1 埋蔵文化財

▼埋蔵文化財とは

文化財保護法（以下「法」という）により「土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）」と定義され、その保護のために規定が設けられています。文化財が埋蔵されている土地を「埋蔵文化財包蔵地」といい、一般に「遺跡」と呼ばれています（以下「遺跡」という）。

埋蔵文化財には、住居跡や古墳などの不動産に類する「遺構」と、土器や石器などの動産に類する「遺物」があります。

▼遺跡の保護の必要性

遺跡は、耕作等により遺物の一部が地表に現れることがありますが、通常人目に触れない状態にあるため、誰にも知られないうちに破壊されてしまう可能性が高いものです。さらに、一度破壊されてしまうと元に戻すことが不可能という性質を持ちます。

遺跡は、様々な価値を持つ文化財が長い間、土地に保存されてきたものであり、地域の歴史や文化を明らかにするうえで大切な情報をもたらすものです。また、特に重要と判断されれば、遺跡や遺構は特別史跡や史跡等に、遺物は国宝や重要文化財等に指定されることにもなる貴重な歴史遺産です。

2 埋蔵文化財の取扱い

▼遺跡の照会

事業等を企画・計画している方は、事業計画地が遺跡に該当しているかどうかを確認してください。次の方法で確認できます。

（１）文化財保護課へのお問い合わせ

指定の書式に必要事項を記入し、位置図と併せてFAX又は電子メールにてお問い合わせください。書式は、[前橋市ホームページ](#)－[便利な機能・申請書ダウンロード]－[文化財保護課]－[埋蔵文化財申請書]－[様式 1 埋蔵文化財包蔵地等照会書]をお使いください。どなたでも照会可能です。

（２）インターネット

事業等の企画段階では、群馬県のWebサイト「[マッピングぐんま](#)」において、大まかな確認をすることができます。マッピングぐんま－[観光・文化・文化財情報]－[遺跡]をご覧ください。ただし、最新の情報が反映されていない可能性がありますので、構想がある程度具体化しましたら、（１）の方法でお問い合わせください。

▼遺跡内で工事をする場合

遺跡内で建築・土木工事をする場合、法第 9 3 条により、工事着手日の 6 0 日前までに届出をしなければなりません。市教育委員会は、届出書に添付される工事の内容を示す図面等を確認のうえ、確認調査や協議を実施し、工事に対する指導事項を決定します。

▼遺跡の取扱いについて

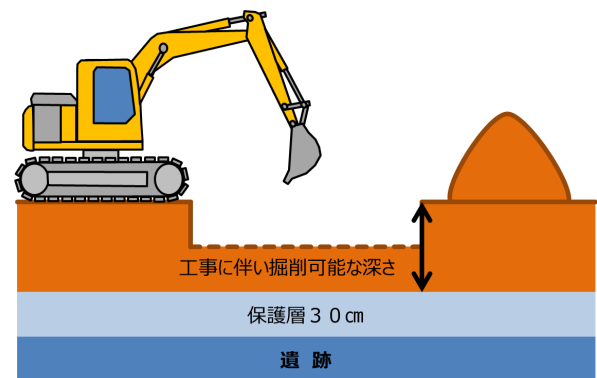
遺跡の取扱いには、次の 3 つの方法があります。極力、遺跡を破壊しない方法をご検討ください。

①地区除外

確認調査の実施により遺跡が確認された範囲では掘削を伴う工事をせず、遺跡が確認されなかった場所に新たに計画するものです。

②現状保存

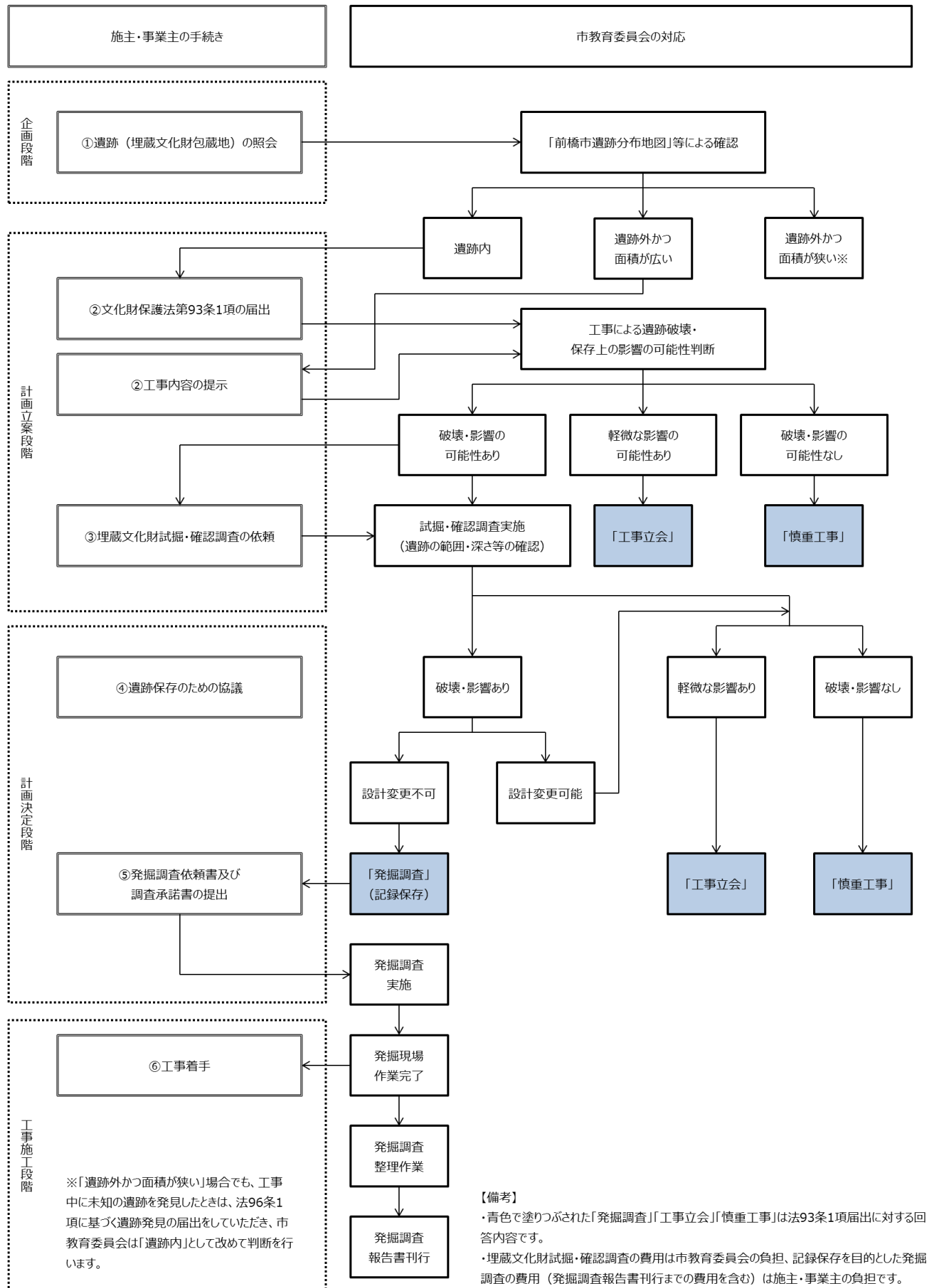
確認調査の実施により明らかになった遺跡がある深さから上 3 0 cm を保護層として掘削を行わない工事内容に変更することにより、遺跡をそのままの形で保存するものです。



③記録保存

工事の掘削により遺跡の破壊が避けられない場合や恒久的な工作物の設置により埋蔵文化財と人との関係が絶たれる場合、原因者の費用負担による発掘調査を実施して記録を後世に残すものです。

建築・土木工事に伴う埋蔵文化財関係の手続きの流れ



▼遺跡地に該当するかどうかの照会について

以下の記入例を参考に必要事項を記入し、位置図と併せてFAX又は電子メールにてお問い合わせください。確認後、FAX又は電子メールにて回答します。標準的な処理時間は開庁日ベースで1日から2日です。開庁日でも終業（17：15）後に提出された場合は、翌開庁日を1日目とします。

記入例

様式1

前橋市教育委員会事務局文化財保護課
電 話 027-280-6511
FAX 027-251-1700

令和××年〇〇月△△日

照会年月日を記入

埋蔵文化財包蔵地等照会書

住所・申請者名・電話・FAX
番号（必須）を記入
☆どなたでも照会可能

住 所 前橋市総社町三丁目11-4
会 社 名 前橋株式会社
申請者氏名 前 橋 太 郎
電 話 ××-×××-×××× FAX 〇〇-〇〇-〇〇〇

下記の土地における埋蔵文化財の所在及びその取扱いについて照会します。

照 会 地	前橋市大手町二丁目12-1 (敷地面積 874㎡) ※位置図を必ず添付して下さい。
目 的	不動産調査・個人住宅・建売住宅・集合住宅・工場・店舗・個人住宅兼店舗・ 宅地造成(新設道路がある・ない)・その他() いずれかに○印
着工時期	令和 2 年 8 月 ・ 未定
備 考	(例)・「重要事項説明のため」 ・「不動産売買のため」

照会地の地番を記入

住宅地図等を必ず添付

目的に○。宅地造成の場合は新設道路の有無に○

特記事項を記入

※以下、文化財保護課記入欄

回答送付日：令和 年 月 日

回 答	記入不要
担当印	
包蔵地：有・隣接・無 / 史跡：有・隣接・無 / 名勝：有・隣接・無 / 天然記念物：有・隣接・無	

確認者	照査者

受付番号
—

※史跡・名勝・天然記念物にあてはまるかどうかもお知りになりたい場合は、その旨を備考欄にご記入ください。

▼法第93条第1項の規定による届出について

遺跡内において建築・土木工事をする場合、法第93条第1項の規定により、工事着手日の60日前までに「埋蔵文化財発掘の届出」をしなければなりません。ここでいう「発掘」とは、遺跡内における工事のことを指し、発掘調査を意味するものではありません。書式は、前橋市ホームページ-「便利な機能・申請書ダウンロード」-「文化財保護課」-「埋蔵文化財申請書」-「様式3埋蔵文化財発掘（工事）届出書」をお使いください。添付書類と併せて1部を文化財保護課へ提出してください。

表

記入例

様式3

提出年月日は前橋市教育委員会に提出した日
工事着手予定の60日前までに提出

施主・事業主が法人の場合、法人所在地・法人名・代表者氏名を記入のうえ、代表者印を押印してください。※個人の場合は、住所を記入のうえ、自署又は記名押印

令和〇〇年△△月××日

住所氏名等
前橋市大手町二丁目12番1号
株式会社△△
代表取締役社長 前橋太郎

法人代表者印

埋蔵文化財発掘の「届出・通知」について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・第94条第1項〕同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条〔第1項第5号・第2項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり「届出・通知」します。

記

○で囲ってください

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

添付書類

- ①位置図（大体の位置がわかるもの）
- ②周辺図（工事予定地と隣地の境界がわかるもの。縮尺1/2500程度のもの又は住宅地図）
- ③建物配置図（浄化槽を設置する場合はその位置を含める。現況GL・設計GL・基準となるベンチマークを明記）
- ④造成計画図（切土・盛土の範囲や深さ、道路敷設の有無がわかるもの。現況GL・設計GLを明記）
- ⑤基礎伏・断面図（現況地盤からの掘削深度がわかるもの。現況GL・設計GLを明記）
- ⑥地盤改良施工図（表層地盤改良の場合は掘削範囲・現況地盤からの掘削深度が、柱状地盤改良・杭地業の場合は杭の位置・太さ・長さがわかるもの）
- ⑦浄化槽の図面（浄化槽の大きさがわかるもの）

裏面に記入する事項です



○で囲ってください

(裏) 別記

文化財保護法第93条第1項 第94条第1項 (○で囲むこと)

文書番号 前教文第 号・ 年 月 日

未記入

1	所在地	前橋市大手町二丁目12番1号		
2	面積	5,956.1㎡		
3	土地所有者	住所	前橋市大手町二丁目12番1号	
		氏名等	前橋太郎	
4	※遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の 墓 城館跡 生産遺跡 水田跡 畠跡 その他の遺跡 ()		
	※遺跡の名称	(県遺跡番号)	員数	
		(市町村遺跡番号)		
	遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
	※遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5	工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場または店舗 その他建物 ()		
	目的を選び、○で囲ってください その他の場合は () 内に記入してください	公園造成 基礎整備 その他の農業関係事業 土砂採取		
	工事の概要	軽量鉄骨造2階建て集合住宅建築 地盤改良 (有・無・未定 (月 日地盤調査予定) / 浄化槽: 有 (無)		
6	工事主体者	住所	前橋市大手町二丁目12番1号	
		氏名等	前橋太郎	
7	施工責任者	住所	前橋市大手町一丁目1番1号 利根川工業株式会社	
		氏名等	利根川太郎	
8	着手予定時期	未定年 月 日	9 終了予定時期	未定年 月 日
10	参考事項	回答送付先: 〒371-0853 前橋市総社町3丁目11-4 赤城建築設計事務所 赤城太郎		

指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
------	------------------------

[注意事項]

① 太線内は届出者・通知者が記入すること

② 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、
該当項目のない場合は () 内に記入すること。

「※」部分について分からない場合は記入しなくて結構です。ご提出後、担当者が記入します。

▼法第93条第1項の規定による届出に対する回答について

市教育委員会は、必要に応じて確認調査や設計変更の協議を実施し、建築・土木工事に対する指導事項を通知します。確認調査や協議を要しないものであれば、届出を受理してから1週間程度で回答文書を送付します。

「発掘調査」 原因者の費用負担による発掘調査を実施して記録を後世に残します。

「工事立会」 工事が遺跡に影響を及ぼす恐れがあるが、工事区域の面積が狭小の場合、工事中に職員が立会い、簡易な調査を行います。該当の工事日程が決まりましたら、文化財保護課へご連絡ください。

「慎重工事」 遺跡であることに留意して慎重に工事してもらい、遺物等を発見したら文化財保護課へ連絡してもらいます。

▼埋蔵文化財試掘・確認調査について

遺跡の有無を把握するための部分的な調査を試掘調査、遺跡の範囲や深さ等を把握する部分的な調査を確認調査といいます。試掘・確認調査に係る費用は市教育委員会が負担します。試掘・確認調査の実施を依頼する場合、「様式2埋蔵文化財試掘・確認調査について（依頼）」を添付書類と併せて1部を文化財保護課へ提出してください。前橋市ホームページ-[便利な機能・申請書ダウンロード]-[文化財保護課]-[埋蔵文化財申請書]からダウンロードできます。なお、施主・事業主と地権者が異なる場合は「試掘・確認調査承諾書」も必要です。

試掘・確認調査の実施までは2週間から1か月程度かかります。調査終了後、約1週間で結果を送付します。

様式2

記入例

令和××年〇〇月△△日

提出年月日を記入

（※）前橋市教育委員会

☆施主・事業主が申請してください。申請者が法人の場合、法人所在地・法人名・代表者氏名を記入のうえ、代表者印を押印してください。※個人の場合は、住所を記入のうえ、自署又は記名押印

申請者 住所 前橋市総社町三丁目11-4
株式会社△△
氏名 代表取締役 前 橋 二 郎 印

代表者印

埋蔵文化財試掘・確認調査について（依頼）

このことについて、下記の工事予定地における埋蔵文化財の確認のため、埋蔵文化財専門職員を派遣し試掘・確認調査の実施を依頼します。

なお、試掘・確認調査に伴って出土した埋蔵文化財については、その取り扱いを前橋市教育委員会に一任します。

工事予定地の地番を記入

記

工事区域面積を記入（建築面積ではない）

1 工事予定地 前橋市大手町二丁目12-1

2 敷地面積 1,000㎡（工事区域面積 874㎡）

3 事業の目的

☐：宅地造成

☒：建築工事（マンション・アパート）
店舗・事務所・倉庫・その他：（ ）

☐：その他の土木工事（ ）

該当する目的にチェック
建築工事の場合は該当する建物に○

4 現場責任者

住所 前橋市大手町一丁目1-1 利根川工業株式会社

氏名 利根川 太郎 連絡先：電話番号×××（×××）××××

施工業者の所在地・業者名・現場責任者・
確実に連絡がとれる電話番号を記入

5 調査希望 令和××年 8月

6 添付書類

☒：位置図（大体の位置がわかるもの）

☒：周辺図（工事予定地と隣地の境界がわかるもの。縮尺 1/2500 程度のもの又は住宅地図）

☒：計画図（建物配置図、造成計画図、基礎伏・断面図等）

添付漏れがないか確認のうえ、添付書類に
チェック

7 その他

☐：埋設物の確認（水道管・ガス管・電気配管・暗渠排水管などの敷設図面）

試掘・確認調査承諾書

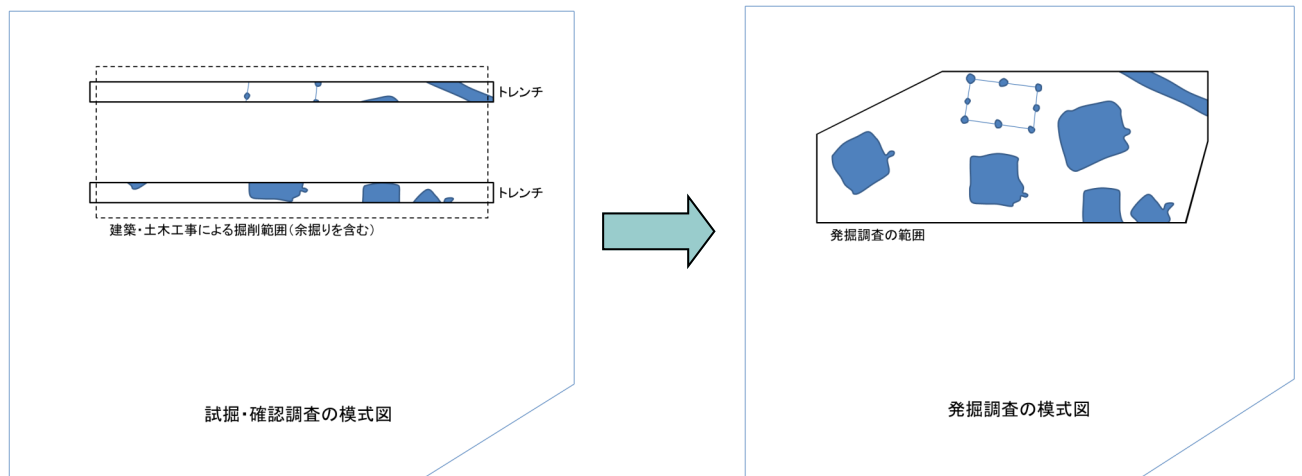
※ 申請者と地権者が異なる場合に記入して下さい。

工事予定地	面 積	氏 名	住 所
前橋市大手町二丁目 12-1	874 m ²	赤 城 花 子 印	前橋市大手町99
前橋市 町	m ²	印	
前橋市 町	m ²	印	
前橋市 町	m ²	印	
前橋市 町	m ²	印	
前橋市 町	m ²	印	
前橋市 町	m ²	印	
前橋市 町	m ²	印	

☆申請者と地権者が異なる場合に記入して下さい。
 地権者が法人の場合、法人名・代表者氏名を記入のうえ、代表者印を押印して下さい。※個人の場合は、自署又は記名押印

▼埋蔵文化財調査の模式図

埋蔵文化財試掘・確認調査では、工事による掘削範囲にトレンチを設定し、重機を使用して表土を掘削し、発掘調査の必要性や発掘調査に係る範囲を決定します。



3 発掘調査の実施

▼発掘調査の実施

市教育委員会は、工事区域に存在する遺跡の取扱いに係る調整協議を経ても、遺跡の破壊が避けられないという結論に至った場合は、原因者に対して記録保存のための発掘調査（以下「発掘調査」という。）の実施を指示します。

原因者には発掘調査費用の負担と発掘調査期間の保証をしていただきます。実際の発掘調査作業は、市教育委員会が紹介する民間調査組織と委託契約を締結することにより、実施することになります。

▼発掘調査に係る手続きと流れ

（１）発掘調査仕様書の提示及び民間調査組織の紹介

市教育委員会は、試掘・確認調査の結果に基づき、想定される遺構数量や調査期間等を算定のうえ、発掘調査仕様書を作成し、これを「群馬県内の記録保存を目的とする埋蔵文化財の発掘調査における民間調査組織導入事務取扱要綱」第９条による一覧表登録の民間調査組織に開示します。民間調査組織は、仕様書を踏まえ発掘調査実施計画書を作成し、市教育委員会へ提出します。実施計画書の内容を確認のうえ、適正な民間調査組織を複数紹介します。

（２）民間調査組織の選定

開発事業者は市教育委員会から紹介された複数の民間調査組織の中から契約組織を選定し、委託契約を締結します。

（３）三者協定の締結

市教育委員会は民間調査組織が行う発掘調査を監理する立場になることから、開発事業者・民間調査組織・市教育委員会の三者で発掘調査の基本事項に関して協定を締結します。

（４）発掘調査の届出及び発掘調査承諾書

民間調査組織は、発掘調査を実施する場合、法第９２条により発掘調査着手３０日前までに届出をしなければなりません。この届出には土地所有者の発掘調査承諾書を添付することになっています。

（５）発掘作業

市教育委員会による進行状況・調査内容の適正性の監理を受けながら、民間調査組織は発掘作業を実施します。

（６）発掘作業終了の確認

開発事業者・民間調査組織・市教育委員会の三者立ち会いのもと、発掘作業の完了を確認します。この確認で問題がなければ、工事に着手することができます。

（７）埋蔵物発見届

発掘調査によって出土した埋蔵物は、遺失物法の適用対象となり、民間調査組織は、発掘調査終了日から７日以内に所管警察署長あてに届出なければなりません。届出を受けた警察署は、市教育委員会に埋蔵文化財提出書を提出します。市教育委員会が埋蔵物を鑑査のうえ、文化財と認定した場合、その帰属は群馬県教育委員会となります。土地所有者に対して文化財認定及び帰属通知が送られます。

（８）整理作業

市教育委員会による進行状況・調査内容の適正性の監理を受けながら、民間調査組織は出土遺物や記録類の整理作業を実施し、学術的な発掘調査報告書を作成します。

（９）整理作業終了の確認

民間調査組織からの発掘調査報告書提出により作業終了を確認します。開発事業者が負担する費用は、発掘作業から発掘調査報告書刊行までです。

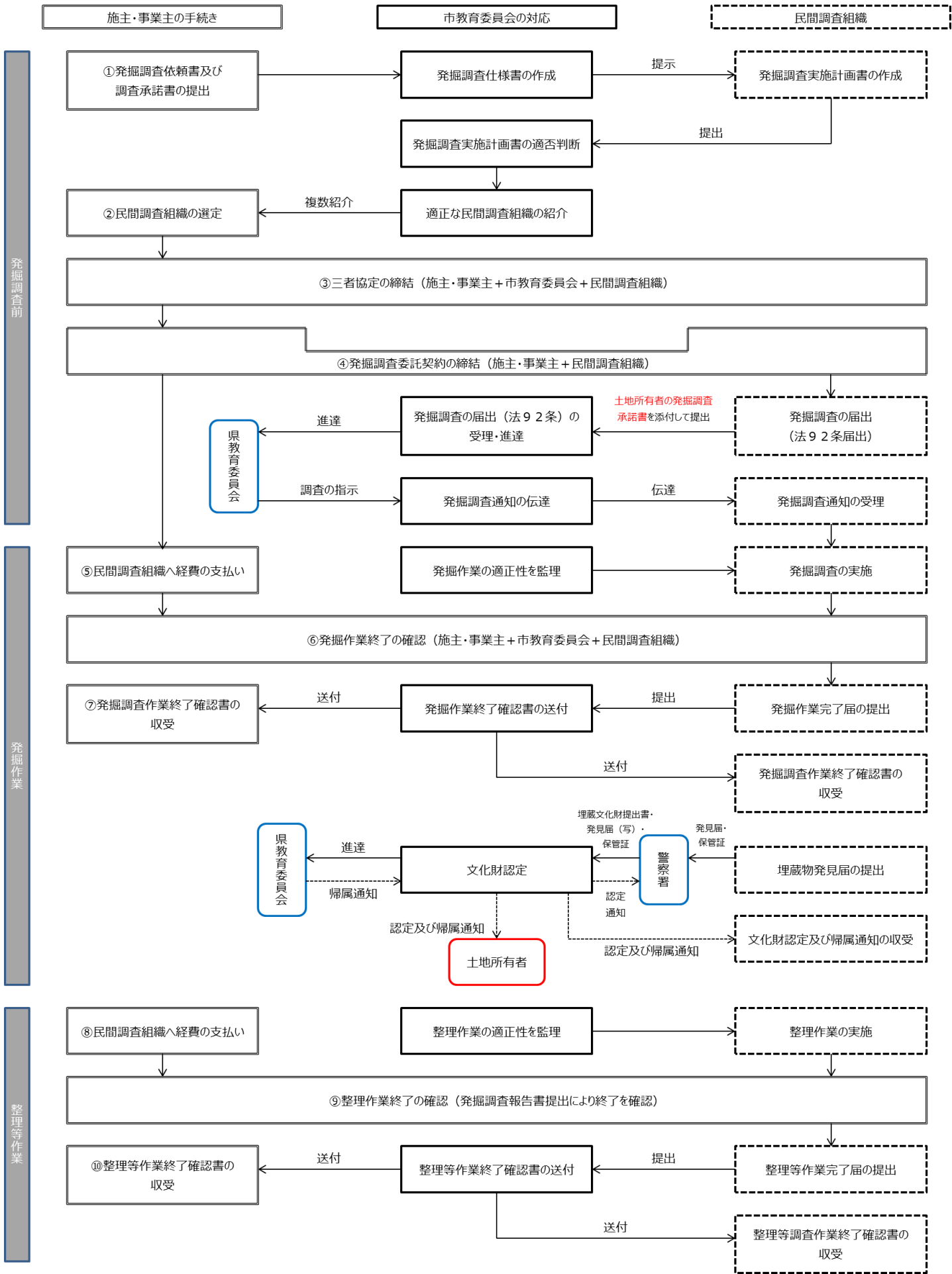
（１０）発掘調査報告書の公開

発掘調査報告書は、市立・県立図書館、他市町村教育委員会及び大学等研究機関に配布するほか、奈良文化財研究所のWebサイト「全国遺跡報告総覧」において報告書PDFファイルを公開します。



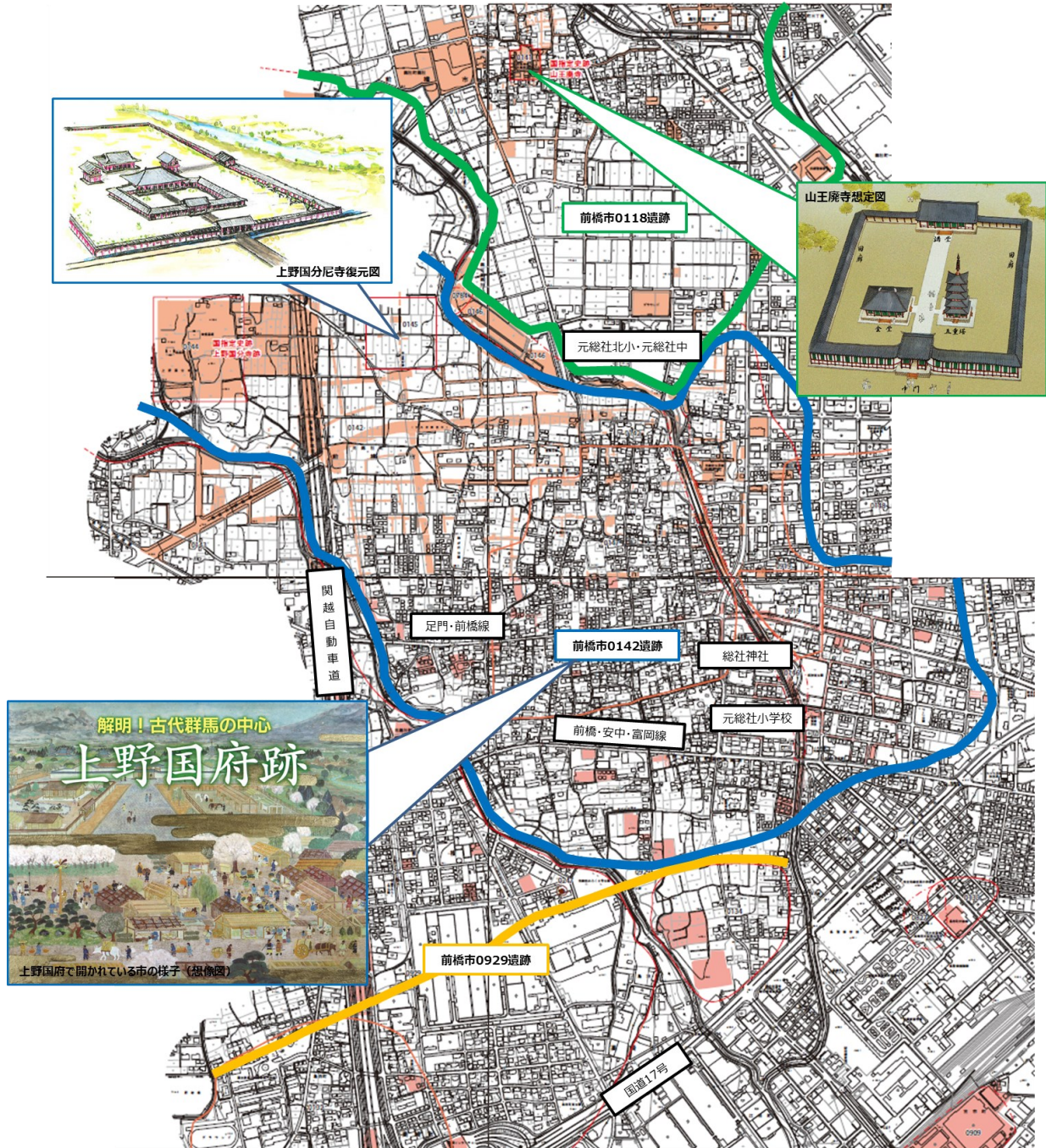
<http://sitereports.nabunken.go.jp/ja>

発掘調査の流れ



○重要な遺跡エリア

史跡や古墳・城館の土塁等地表に顕在している遺跡のほか、下図にある前橋市0118遺跡（国指定史跡「山王廃寺」をエリア内に含む）・0142遺跡（推定上野国府域）・0929遺跡（東山道駅路）を重要な遺跡と考えており、発掘調査を実施する可能性が高いためご注意ください。



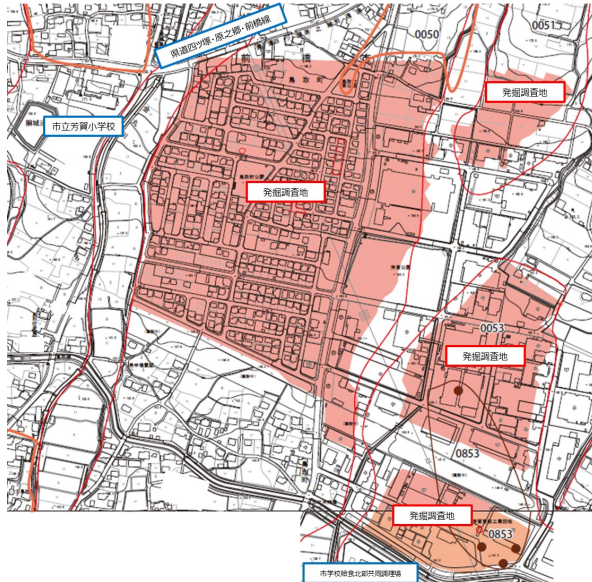
※ピンクの網掛け部分は試掘・確認調査又は発掘調査実施箇所です。試掘・確認調査のみの場合は、発掘調査を実施する可能性があります。試掘・確認調査及び発掘調査実施済み範囲は平成24年3月末時点のものです。

○主な発掘調査実施済みエリア

※ピンクの網掛け部分が発掘調査済みの箇所

▼「芳賀東部団地遺跡」

鳥取町・小坂子町・五代町のそれぞれ一部



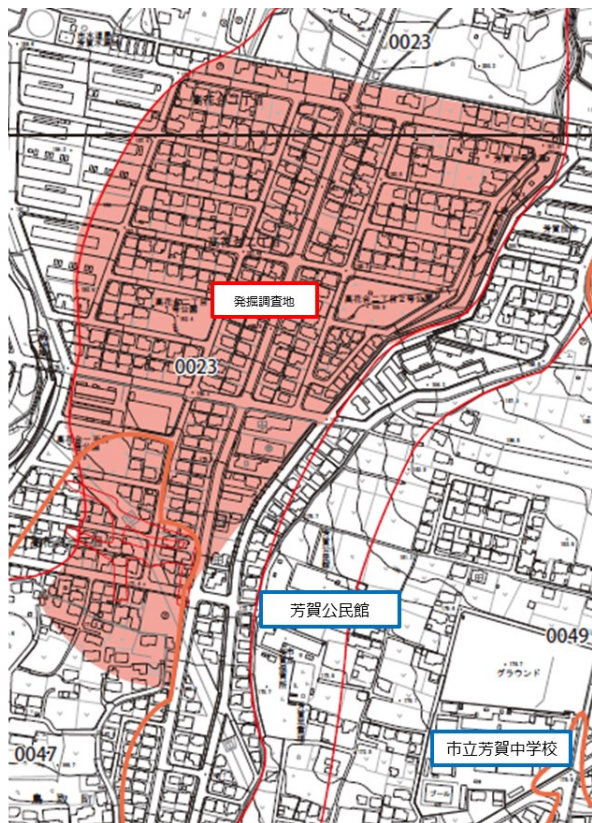
▼「芳賀西部団地遺跡」

鳥取町の一部



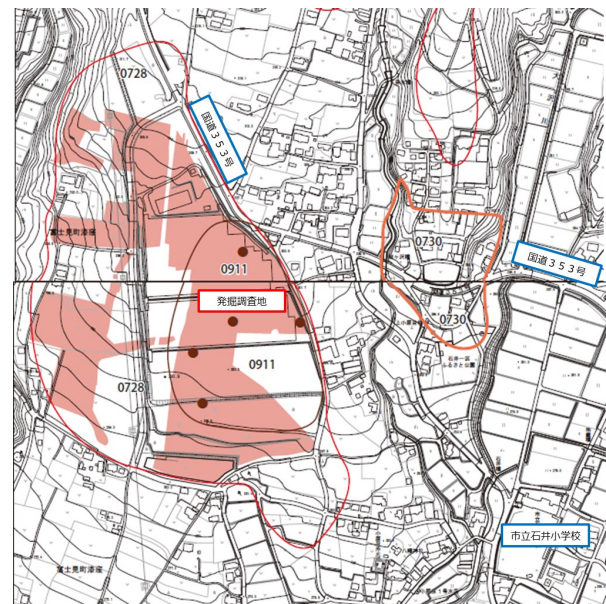
▼「芳賀北部団地遺跡」

嶺町・勝沢町・小坂子町・高花台のそれぞれ一部



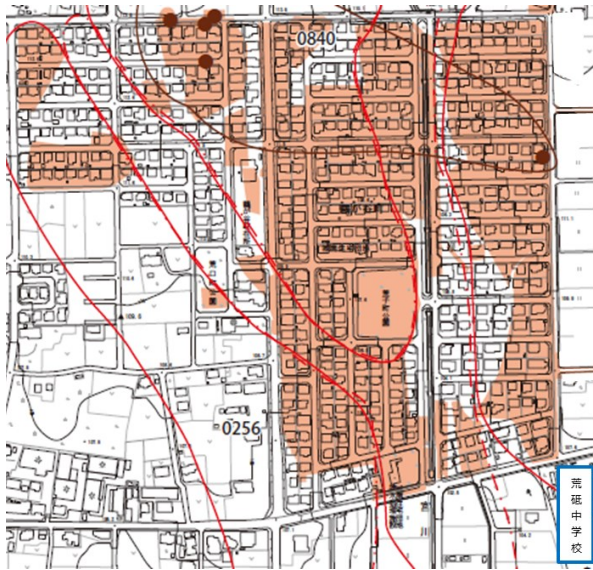
▼「小原目遺跡」

旧富士見村大字漆窪字北小原目ほか



▼「柳久保遺跡Ⅰ～Ⅷ」

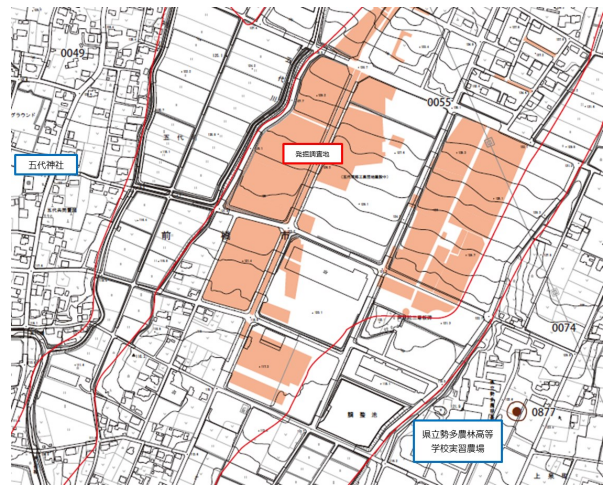
鶴が谷町のそれぞれ一部



▼「五代江戸屋敷遺跡」「五代木福Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ遺跡」

「五代竹花遺跡・Ⅱ遺跡」「五代深堀Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ遺跡」「五代伊勢宮Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ遺跡」

五代町の一部



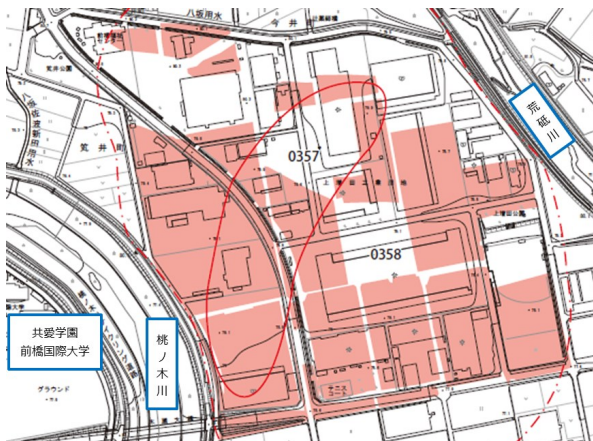
▼「南部拠点地区遺跡群No.1～8・10・11」

新堀町・下阿内町・亀里町・鶴光路町のそれぞれ一部



▼「中原遺跡群Ⅰ～Ⅶ」

上増田町・筑井町・今井町のそれぞれ一部



※ピンクの網掛け部分が発掘調査済みの箇所

※発掘調査済み範囲は平成24年3月末時点のものです。

○よくあるご質問

Q1：様式3「埋蔵文化財発掘（工事）の届出について」は、埋蔵文化財包蔵地内であれば、どんな工事であっても提出しなければならないのですか？

A1：規模の大小を問わず、掘削・切土・盛土・穿孔など土地の形状変更を伴う工事は、全て提出が必要です。

Q2：発掘調査の費用は誰が負担するのですか？

A2：原因者負担の考え方にに基づき、埋蔵文化財の現状保存を不可能とする原因となった工事主体者（＝施主・事業主）に費用を負担していただきます。なお、施主本人が住むための個人住宅を建築する場合には、市が費用を負担します。また、試掘・確認調査の費用は、市が負担します。

Q3：包蔵地内で工事をする場合、必ず発掘調査を実施しなければならないのですか？

A3：工事に伴う掘削が浅く、埋蔵文化財に及ぼす影響が少ない場合は、発掘調査を実施する必要はありません。工事によって埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合や道路等恒久的な工作物を造る場合は、まず試掘・確認調査を実施し、埋蔵文化財の有無や範囲を確認のうえ、発掘調査の要否を判断します。

Q4：過去に発掘調査が実施されたことがある包蔵地で工事を行なう場合も、様式3の届出書を提出しなければならないのですか？

A4：文化財保護法において、届出書の提出を省略できる規定はありません。また、発掘調査が実施されたことがある土地でも、敷地全体を調査しておらず、地下に遺跡の一部が保存されている場合や、完全な記録保存が行われていない場合などがあるため、届出書の提出が必要です。

Q5：過去に造成工事が行われた、又は建物が建っているような包蔵地でも様式3の届出書を提出しなければならないのですか？

A5：Q4と同じ理由で届出書の提出が必要です。

Q6：発掘調査を行う場合、どのくらいの費用がかかりますか？

A6：遺跡の種別や密度により様々です。実際の発掘調査費用は、市教育委員会が施主・事業主に紹介する民間調査組織から見積書を徴取していただくまでわかりません。近年、前橋市の公共工事に伴い民間発掘調査組織に委託して行った発掘調査の費用は、報告書刊行までの費用を含め、1㎡当たり1万円～3万円程でしたが、状況により増減することがあります。

Q7：発掘調査を行う場合、どのくらいの期間がかかりますか？

A7：遺跡の種別や密度により様々です。近年、前橋市の公共工事に伴い民間発掘調査組織に委託して行った発掘調査の標準的な期間は、埋蔵文化財試掘・確認調査の依頼から実施までが1か月、発掘調査の依頼から民間調査組織の紹介までが1か月、発掘現場作業が調査面積1,000㎡で2～3か月程です。なお、条件によりこれ以上に期間を要する可能性があります。

Q8：埋蔵文化財調査の結果、出土したものは誰のものになりますか？

A8：調査により発見された埋蔵物は落し物として扱われ、遺失物法第4条第1項に基づき、発見者は所轄警察署に発見届を提出します。警察署の公告の後、6か月以内に所有者が判明しない場合は、都道府県の帰属となります（遺失物法第37条）。

Q9：包蔵地外における工事に先立ち試掘調査が必要だと言われましたが、なぜですか？

A9：包蔵地外であっても埋蔵文化財調査を実施していない場所については、未知の遺跡が存在する可能性があります。文化財保護法第96条では、埋蔵文化財を発見した場合はその現状を変更することなく遺跡発見の届出をすることが義務づけられており、工事中の発見は工事を中断することになります。あらかじめ試掘調査を実施することにより、工事の中断を避けるとともに、一般の方には確認が難しい埋蔵文化財の発見に努めるものです。

【文化財保護課 案内図】



前橋市教育委員会事務局

文化財保護課 埋蔵文化財係

〒371-0853

群馬県前橋市総社町三丁目11番地4

電話: 027(280)6511

FAX: 027(251)1700

電子メール: bunkazai@city.maebashi.gunma.jp

ホームページ: <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

[施設・組織]—[文化財保護課]